

様式第 1 号

令和 8 年 6 月 25 日

文部科学大臣 殿

〔設置者の名称〕 学校法人国際学園

〔代表者の役職〕 理事長 〔代表者の氏名〕 前田豊

大学等における修学の支援に関する法律第 3 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	星槎大学
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学) 短期大学・高等専門学校・専門学校
大学等の所在地	神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 817-255
学長又は校長の氏名	西村 哲雄
設置者の名称	学校法人国際学園
設置者の主たる事務所の所在地	神奈川県横浜市青葉区さつきが丘 8-80
設置者の代表者の氏名	理事長 前田 豊
申請書を公表する予定のホームページアドレス	https://seisa.ac.jp/about/report/

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

☐ 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。

☒ 更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

☒ この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。

☒ 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知しています。

☒ 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

☒ この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取

り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- ☒ 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第3条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	総務部 脇屋・大川	045-979-0261	kyomu@seisa.ac.jp
第2号の1	教務部 仲・桐生	045-979-0261	kyomu@seisa.ac.jp
第2号の2	総務部 脇屋・大川	045-979-0261	kyomu@seisa.ac.jp
第2号の3	教務部 仲・桐生	045-979-0261	kyomu@seisa.ac.jp
第2号の4	総務部 脇屋・大川、教務部 仲・桐生	045-979-0261	kyomu@seisa.ac.jp

○添付書類

- ※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点（☒）を付けた上で、これらの書類を添付してください。（設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。）

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- ☒ 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数の基準数相当分》

「(2)-①学外者である理事の複数配置」関係

- ☒ 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- ☐ 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- ☒ 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料

その他

- ☒ 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- ☒ 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

(添付書類) 経営要件を満たすことを示す資料

学校コード	F114310104632	学校名	星槎大学
設置者名	学校法人 国際学園		

I. ①直前3年度の決算の事業活動収支計算書における「経常収支差額」の状況

	経常収入(A)	経常支出(B)	差額(A)-(B)
申請前年度の決算	5,931,631,415円	5,752,483,786円	179,147,629円
申請2年度前の決算	5,893,917,706円	5,569,221,695円	324,696,011円
申請3年度前の決算	5,722,388,902円	5,496,649,371円	225,739,531円

I. ②直前の決算の貸借対照表における「運用資産－外部負債」の状況

	運用資産(C)	外部負債(D)	差額(C)-(D)
申請前年度の決算	1,290,817,713円	1,243,304,746円	47,512,967円

II. 申請校の直近3年度の収容定員充足率の状況

	収容定員(E)	在学生等の数(F)	収容定員充足率(F)/(E)
今年度(申請年度)	3,980人	3,607人	90%
前年度	3,980人	3,807人	95%
前々年度	3,980人	3,658人	91%

大学・短期大学・高等専門学校で、II. 申請校の直近3年度の全ての収容定員充足率が8割未満の場合
申請前年度に当該学校を卒業した者について、今年度(申請年度)5月1日時点の状況について
(A)又は(B)のいずれかを記載

・申請校の直近の進学・就職率の状況(A) 学校基本統計を利用する場合

	卒業者数(G)	進学者数+就職者数(H)	進学・就職率(H)/(G)
申請前年度の状況	人	人	%

・申請校の直近の進学・就職率の状況(B) 学校基本統計を利用しない場合

	進学希望者+就職希望者(I)	進学者数+就職者数(J)	進学・就職率(J)/(I)
申請前年度の状況	人	人	%

(I. ②の補足資料) 「運用資産」又は「外部負債」として計上した勘定科目一覧

○「運用資産」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	資産の内容	申請前年度の決算における金額
特定資産	退職給与等準備金他	91,000,000円
現金預金	銀行預金等	1,199,817,713円
		円

○「外部負債」に計上した勘定科目

勘定科目の名称	負債の内容	申請前年度の決算における金額
借入金	長期借入金+短期借入金	856,634,000円
学校債	(長期) 学校債	1,500,000円
未払金	長期未払金+短期未払金	385,170,746円

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	星槎大学
設置者名	学校法人国際学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある 教員等による 授業科目の単位数				省令 で定 める 基準 単位 数	配 置 困 難
			全学 共通 科目	学部 等 共通 科目	専門 科目	合計		
共生科学部	共生科学科 共生科学専攻	夜・ 通信	—	8	40	48	13	
	共生科学科 初等教育専攻	夜・ 通信			79	87		
	共生科学科 福祉専攻	夜・ 通信			49	57		
	共生科学科 スポーツ身体表 現専攻	夜・ 通信			12	20		
	共生科学科 グローバルコ ミュニケーシ ョン専攻	夜・ 通信			14	22		
(備考)								

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

星槎大学ホームページ上「情報公開」のサイトにて、「実務家教員一覧」として示している。 https://seisa.ac.jp/about/report/
--

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	星槎大学
設置者名	学校法人国際学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

星槎大学ホームページにて公開 https://seisa.ac.jp/about/report/

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	学校法人星槎こども園 KIDS planet 理事長	R7.6.5～ R9 定時評議 委員会	企画・運営
非常勤	道立高等学校元校長	R7.6.5～ R9 定時評議 委員会	北海道地区担当理事
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	星槎大学
設置者名	学校法人国際学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要) 本学教務委員会規程に則り、各担当教員に作成を依頼する授業計画書(シラバス)と、より詳細な学修指導書の内容を把握・確認し、適切な内容であることを教務委員会において確認している。 授業計画書及び学修指導書は、前年度中に作成され、当該年度4月1日までに学生向けポータルサイトにおいて公開している。	
授業計画書の公表方法	・学生ポータルサイト https://star.seisa.ac.jp ・星槎大学ホームページ https://seisa.ac.jp/program/subject/
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要) 学則第6章に試験、単位修得の条件、成績評価を示し、学生に周知している。また、履修する学生が必ず目を通す学修指導書に評価基準を明確に示しており（その内容は前述の教務委員会にて複数の教員によりチェックを受けている）、とりわけレポートにおいては、学生の意欲を高める添削指導を併せ行い、早期の返却を大学全体で進めており、総じて学生にとって納得のできる成績評価が行われるよう努めている。	
3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。	
(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要) 100点を満点として、90点以上をS、80点以上をA、70点以上をB、60点以上をC、60点未満をDとして、Dは不合格とする、と学則に定め学生に周知している。 採点を行う教員は、学修指導書に示した評価の基準に沿って、基準を満たすか否かを判断している。 複数の教員が担当する授業の場合には、共通して使用するルーブリック評価表等を持ち、それぞれの採点を行う、或いは、スクーリング評価とレポート評価で担当を分担し、合計した点数で評価を付けるなど、客観的な評価が担保できるよう努めている。	
客観的な指標の 算出方法の公表方法	・学則に定め全学生へ公開している「学生ハンドブック」内 で示している。 ・学生ポータルサイト内学生ハンドブックで示している。 ・学外へはホームページ内学則で示している。 https://seisa.ac.jp/about/report/
4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。	

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要) 学則に沿った手順で認定を進めている。 具体的には、ディプロマポリシー及び卒業要件を満たすことを、基幹教員から構成される卒業認定会議を年2回開き、対象者一人ひとりに関して検討を行い、その内容を教授会へ報告し、教授会においてさらに基幹教員の意見を聞いたうえで学長が卒業の認定を行っている。	
卒業の認定に関する 方針の公表方法	卒業要件を学則に定め、ディプロマポリシーと共に学生ハンドブック内で公開している。 ・星槎大学ホームページにて公開 https://seisa.ac.jp/about/report/ ・ディプロマポリシー https://seisa.ac.jp/about/outline/policy/

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	星槎大学
設置者名	学校法人国際学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	星槎大学ホームページにて公開 https://seisa.ac.jp/about/report/
収支計算書又は損益計算書	星槎大学ホームページにて公開 https://seisa.ac.jp/about/report/
財産目録	星槎大学ホームページにて公開 https://seisa.ac.jp/about/report/
事業報告書	星槎大学ホームページにて公開 https://seisa.ac.jp/about/report/
監事による監査報告(書)	星槎大学ホームページにて公開 https://seisa.ac.jp/about/report/

2. 事業計画(任意記載事項)

単年度計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	
中長期計画(名称:)	対象年度:)
公表方法:	

3. 教育活動に係る情報

(1) 自己点検・評価の結果

公表方法: 星槎大学ホームページにて公開 https://seisa.ac.jp/about/report/

(2) 認証評価の結果(任意記載事項)

公表方法:

(3) 学校教育法施行規則第 172 条の 2 第 1 項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 共生科学部
教育研究上の目的 (公表方法: ホームページ (https://seisa.ac.jp/about/outline/philosophy/) への掲載及び全学生が閲覧可能な学生ポータルサイト内学生ハンドブックに掲載) (概要) <建学の精神> 社会に必要とされることを創造し、常に新たな道を切り開き、それを成し遂げる。 <教育理念> 星槎大学の教育理念は、建学の精神に基づいて、人と人、人と自然が共生する社会の創造に貢献することを目的とし、『共生』という理念で結ばれる、教育、福祉、環境、国際関係及びそれらを横断する広い知力の育成、共生する心の耕作及び様々な問題を前向きに解決しようとする課題探求能力の育成を行うことである。
卒業又は修了の認定に関する方針 (公表方法: 公表方法: ホームページ (https://seisa.ac.jp/about/outline/policy/) への掲載及び全学生が閲覧可能な学生ポータルサイト内学生ハンドブックに掲載) (概要) 星槎大学は、「人を認める、人を排除しない、仲間を作る」という三つの約束のもと、「人と人、そして人と自然とが共生する社会の創造に貢献する」を教育理念としています。 共生科学部は、この三つの約束、教育理念に基づき、「21 世紀を創造する広く深い知の涵養」「共生する心の耕作」「課題探究能力の育成」「インクルージョン教育に基づいた社会実践を担い、社会変革を目指す人材の養成」を教育目的とし、以下の「星槎共生スピリット」を身に付けたものに学位を授与します。 1. 多様な人々や生命に対して、他者を認め、他者を排除せず、仲間を作るという星槎の三つの約束の精神に則って、共生社会の創造に貢献する姿勢を身につけることができる (貢献力) 2. 共生社会創造のために、教育、福祉、環境、国際関係、スポーツ身体表現、等の専門的知見を得ることができる (専門知) 3. 自分の専門以外の領域からも得られた知見を統合することができる (統合知) 4. 個人や社会にとって必要な課題の解決のため、自律的な課題探究能力を身につけ実践することができる (実践力) 5. 共生社会創造の目的のために、様々な分野について絶えず学び続ける態度を持つことができる (継続力)
教育課程の編成及び実施に関する方針 (公表方法: 公表方法: ホームページ (https://seisa.ac.jp/about/outline/policy/) への掲載及び全学生が閲覧可能な学生ポータルサイト内学生ハンドブックに掲載) (概要) 星槎大学では、その理念およびディプロマ・ポリシーに基づいて、通信制課程ならではの多様な学生に応じて、学位授与の方針に掲げる人材を養成するために、以下の方針で教育課程を編成しています。 A. 共生科学基盤科目群(必修科目、選択必修科目)を人と人、人と自然、国と国の三つの領域に関わるコアカリキュラムと位置付け、4 年次編入の学生でも、星槎共生スピリットを学べるようにします。 B. 教養科目群を置き、学士課程を構成する科目を配置するとともに実践的に共生に関して学べるようにします。

C. 専門科目群として、専攻専門科目群（共生科学専攻専門科目群、初等教育専攻専門科目群、福祉専攻専門科目群、スポーツ身体表現専攻専門科目群、グローバルコミュニケーション専攻専門科目群）を置くとともに、専攻を越えて横断的に学べるようにします。なお、共生科学専攻専門科目群は、教育、特別支援教育、環境、国際関係に区分して科目を配置します。 D. 学修の集大成として、共生科学発展科目群を置きます。 E. 資格関連科目群については、教職課程や資格等に必要な科目を置きます。
入学者の受入れに関する方針 （公表方法：ホームページ（https://seisa.ac.jp/about/outline/policy/）への掲載及び全学生が閲覧可能な学生ポータルサイト内学生ハンドブックに掲載）
（概要） 星槎大学は、通信制課程のみを設置する大学として、学ぶ機会をすべての人に対し平等に拓くと共に、「共生科学」を学問分野とした教育研究活動を行っています。 「学びたい」と感じたときがその人にとっての学びの適齢期であり、その「学び方」も多様であるとの考え方から、社会人も含めたあらゆる方にとっての学びやすさを提供しています。 星槎大学では、このような考え方にに基づき、大学の教育理念に共感し、強い意欲をもって学び、かつその学びを社会における実践に繋げていく志をもつ人を広く受け入れます。

②教育研究上の基本組織に関すること

公表方法：星槎大学ホームページにて公開 <https://seisa.ac.jp/about/report/>

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手 その他	計
－	2 人	－					2 人
共生科学部	－	33 人	9 人	6 人	2 人	0 人	50 人
	－	人	人	人	－	人	人
b. 教員数（兼務者）							
学長・副学長		学長・副学長以外の教員					計
0 人		116 人					116 人
各教員の有する学位及び業績 （教員データベース等）		公表方法：星槎大学ホームページより 各教員の Researchmap ヘルプ https://seisa.ac.jp/program/teacher/					
c. F D（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）							

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学 定員	編入学 者数
共生科学部	420 人	474 人	112.8%	3,980 人	3,607 人	90.6%	2,300 人	1,827 人
	人	人	%	人	人	%	人	人
合計	420 人	474 人	112.8%	3,980 人	3,653 人	90.6%	2,300 人	1,827 人
(備考)								

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
共生科学部	171 人 (100%)	人 (%)	人 (%)	171 人 (100%)
	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	171 人 (100%)	人 (%)	人 (%)	171 人 (100%)
(主な進学先・就職先) (任意記載事項)				
(備考) 卒業者は社会人学生等であるためその他に記載				

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
合計	人 (100%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること

(概要)
・ 本学教務委員会規程に則り、各担当教員に作成を依頼する授業計画書（シラバス）と、より詳細な学修指導書の内容を把握・確認し適切な内容であることを確認している。
・ 授業計画、授業計画書及び学習指導書は、前年度中に作成され、当該年度4月1日までに学生向けポータルサイトにおいて公開される。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること

(概要)				
ディプロマポリシー及び卒業要件を満たすことを、基幹教員から構成される論文報告会にて共生研究、卒業論文の内容について精査し、卒業判定会議において卒業要件を満たしているかを確認する。年2回開催し、1人1人に関して検討を行い、学則に基づいて、その内容を教授会へ報告し、その教授会においてさらに意見を聞いたうえで学長が卒業の認定を行っている。				
学部名	学科名	卒業又は修了に必要な となる単位数	GPA制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
共生科学部	共生科学科	124 単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
		単位	有・無	単位
GPAの活用状況（任意記載事項）		公表方法：		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法：		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：星槎大学ホームページにて公開 https://seisa.ac.jp/about/report/

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
共生科学部	共生科学科	1単位あたり 授業料 6,000 円 面接授業授業料 10,000 円	40,000 円	登録料（年間） 10,000 円	施設管理費（実技系科目） 15,000 円
		円	円	円	
		円	円	円	
		円	円	円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組
（概要） 正科生にはマンツーマン指導員（基幹教員）を設定し、学生が相談できる体制であることを入学時に知らせている。メール連絡や Google クラスルームでの双方向でのやりとりが可能となっている（必要に応じて電話連絡）。 履修相談は、Zoom（web アプリケーション）、電話、対面、メールで随時受け付けており、学びたい内容、取得したい資格など、個別最適化した提案を行っている。
b. 進路選択に係る支援に関する取組
（概要） 総合学修・就職支援センターにて、相談内容に応じて情報提供やキャリア相談などを行っている。 教職総合支援センターでは、教員を目指す学生に向けた採用試験対策や面接対策を実施している。
c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組
（概要） 総合学修・就職支援センター及び学生支援課において、障がい等による学修上の課題についてコーディネーターに相談をすることができる。 入学志願書に、自身の心身の状態や、特別な配慮についての相談を希望するか否かを記入する項目を設け、職員が確認を行い、配慮内容を調整のうえ、情報は必要に応じて総合学修・就職支援センターや関係部署に共有し、スクリーニング受講時などに必要な配慮を行っている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：星槎大学ホームページにて公開 https://seisa.ac.jp/about/report/
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	F114310104632
学校名 (〇〇大学 等)	星槎大学
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	学校法人国際学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生（内数） ※家計急変による者を除く。		25人（ 11 ）人	26人（ 12 ）人	29人（ 14 ）人
内 訳	第Ⅰ区分	－	－	
	(うち多子世帯)	(－)	(－)	
	第Ⅱ区分	－	－	
	(うち多子世帯)	(0人)	(0人)	
	第Ⅲ区分	－	－	
	(うち多子世帯)	(－)	(0人)	
	第Ⅳ区分（理工農）	0人	0人	
	第Ⅳ区分（多子世帯）	－	－	
	区分外（多子世帯）	－	－	
家計急変による 支援対象者（年間）				0人（ 0 ）人
合計（年間）				29人（ 14 ）人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	—	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	—	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	—	前半期	人	後半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学(3月未満の期間のものに限る。)又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学(修業年限が2年のもの)に限り、認定専攻科を含む。)、高等専門学校(認定専攻科を含む。))及び専門学校(修業年限が2年以下のものに限る。))	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	—	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	—	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。